

実施要領

- 1 業務名 安佐南区内路上障害物処理業務（単価契約）
- 2 履行場所 安佐南区内一円
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、業務の施工が標準的である2号工（設計書のうち工種・名称：障害物の状況確認及び処理、作業1箇所当たり）とする。
この2号工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した2号工種の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の比率（小数第6位以下切捨て）を他の工種の設計金額に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（1銭未満切捨て）を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約の締結
落札者と別紙契約書（案）のとおり契約を締結する。
- 6 契約保証金
予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。
ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 7 設計書の数量について
設計書に記載している各工種の数量は見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

仕 様 書

- 1 業 務 名 安佐南区内路上障害物処理業務（単価契約）
- 2 履 行 場 所 安佐南区内一円
- 3 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の指示

開庁日の開庁時間帯（8：30～17：15）に指示書により、指示するものとし、指示を受けた受注者は直ちに委託業務を実施しなければならない。

5 その他

- （1）業務着手時には、現場責任者及びその他従業員を選任し、本市に届け出ること。
- （2）作業にあたっては、諸交通の安全に十分注意すること。
- （3）受注者は、前記4の指示があった場合、直ちに現場へ行き、当該障害物の状況を確認すること。
- （4）周辺をくまなく調査し、当該障害物が見当たらなかった場合は、現場の諸交通の安全を確認の上、指示についての写真を記録し、業務を終了すること。
- （5）当該障害物が実在する場合は、指示についての写真を記録し、適切に処理（撤去・処分）すること。
- （6）当該障害物の処分については、広島市環境局の焼却処分施設に搬入することとし、処分に係る費用については単価に見込んでいる。
- （7）完了報告書を3か月ごとに提出し、完了検査を受けるものとする。
- （8）本仕様書に定めていない事項については、本市と協議の上決定すること。

